

第3回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会

議 事 要 旨

〔日 時〕 令和5年7月28日（金）18：30～19：30

〔場 所〕 昭島市役所 3階 庁議室

〔出席者〕

1 委員

花田会長、松井委員、長野委員、中山委員、高橋委員、横山委員、古賀委員、堀川委員、眞如委員、渡辺委員、工藤委員

2 事務局

高橋学校教育部長、横山学務担当課長、藤岡学務係長

3 傍聴者 1名

〔配布資料〕

- ・第3回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会日程

〔議事要旨〕

1 開会

2 第2回審議会の議事録の確認について

事前に送付した議事録について、議事要旨をホームページに公開する旨確認した。

3 議題

（1）学区未設定区域の通学区域及び適正規模、通学区域に関する課題等について

第2回昭島市立学校適正規模適正配置等審議会において確認した、適正規模及び通学区域の考え方について確認し、学区未設定区域の学区の検討を行うに当たり、確認することとなっていた3点の項目について事務局より説明

・適正規模の考え方について

小学校は、1学年2学級から3学級が望ましい。単学級は望ましくない。

中学校は、1学年は4学級から6学級が望ましい。

・通学区域の考え方について

前回答申の5項目を踏襲し、小学校区については1km以内、中学校区は1.5kmにおおよそ収まるように学区を組む。

- ・学区未設定区域の学区検討に当たっての確認事項3項目について

①分校の事例と可能性について

分校とは一般的に、小・中・高校などで、交通機関が不便な地域や島嶼、通学が困難な遠隔地において設置されることが多い。令和2年度に横浜市において、工場跡地の分譲により児童数が一時的に急増したことから、10年間の期限付きで分校を設置した事例を紹介

本市において、教育福祉総合センター「アキシマエンス」の分校としての利用については、当該センター設置に係る条例や、設置費用に国庫補助金を充てていることから、目的外使用となり、困難であることを説明

《質疑》

◇アキシマエンスの利用が出来なければ、近隣の商業施設の一角を教室利用することはできないか【高橋委員】

◆近隣施設の一部教室利用という事例は見つからなかった。また、学校とするには体育館や校庭などの備えなければならない施設が、法令で定められており、一定の面積を確保する必要があることから、商業施設の一部を利用して学校とするということは困難である。【事務局】

②各学校の教室許容数について

- ・教室許容数の考え方について説明

現在使用している普通教室数と特別支援学級固定級の教室のほか、パソコン教室やランチルームなど、転用できる部屋を教室に変更した場合の教室数を「教室許容数」する。

- ・教室許容数について説明

つつじが丘小学校は、現在の普通教室17と特別支援教室6のほか、転用可能な部屋を教室に変更することで、「教室許容数」は27教室となる。次に、拝島第二小学校は、現在の普通教室18のほか、転用可能な部屋を教室に変更することで、「教室許容数」は19教室となる。次に、瑞雲中学校は、現在の普通教室13のほか、転用可能な部屋を教室に変更することで、「教室許容数」は17教室となる。最後に、拝島中学校は、現在の普通教室18のほか、転用可能な部屋を教室に変更することで、「教室許容数」は22教室となる。

③第1案、第2案以外の案について

- ・第1案と第2案について確認

第2回昭島市立学校適正規模適正配置等審議会において提示した第1案と第2案について、A・B・C敷地に建つ集合住宅の学区を、全てつつじが丘小学校と瑞雲中学校にする案を第1案、A・Bをつつじが丘小学校と瑞雲中学校に、Cを拝島第二小学校と拝島中学校にする案を第2案とする

- ・各学校の教室許容数を基に、学区未設定区域の学区を検討した結果を説明

第1案では、つつじが丘小学校では教室許容数27に対して、令和10年度以降に学級数が29学級となり、教室が不足する見込みである。瑞雲中学校では教室許容数17に対して、最大学級数が14であり、教室は足りる見込みである。

第2案では、つつじが丘小学校では教室許容数27に対して、最大学級数が26学級となり、教室は足りる見込みである。瑞雲中学校では教室許容数17に対して、最大学級数は14学級と

なり、教室は足りる見込みである。

拝島第二小学校では教室許容数19に対して、最大学級数が18学級となり、教室は足りる見込みである。拝島中学校では、教室許容数22に対して、最大学級数が19学級となり、教室は足りる見込みである。

第2案については、教室数においては対応が可能であることが分かった。しかしながら、つつじが丘小学校の第2学年が4学級となること、拝島中学校の第1学年が7学級となることから、適正規模の基本的な考え方の学級数を、若干上回ることが課題となる。学級数に課題はあるが、3学級と4学級の境界に近い児童数での4学級であるため、3学級になる可能性もあり得る。

- ・第2案に加えて、令和8年度以降に、拝島第一小学校から拝島中学校に進学する学区域を全て多摩辺中学校区に変更した場合について試算した結果について説明

拝島中学校においては、令和7年度の20学級から令和11年度には16学級と学級数が減少する一方、多摩辺中学校においては、令和10年度以降に19学級となり、多摩辺中学校の教室許容数18を学級数が上回る結果となった。

- ・第2案に加えて、令和8年度以降に、前回答申にある松原町1丁目のマンション「グレイディア」の学区を拝島第二小学校区から光華小学校区に見直した場合の影響について説明

当該区域の学齢到達児童が令和8年度に5人、以降2人、0人、3人と対象児童が少なく、学区域変更の効果は小さいことが分かった。

以上の検討結果から、第2案が最小の影響で対応が可能と考える。

《質疑》

◇第1案と第2案で教室の使用可能な数を勘案して、それぞれ小学校と中学校でこの案が実現可能かどうかを示された。第1案ではつつじが丘小学校が多くなりすぎてしまう。第2案では、何とか小学校も中学校もそれぞれ収まることが確認された。さらに、第2案に加えて拝島中学校の生徒数が継続して多い状況への対応として、令和8年度以降、拝島第一小学校の学区域を全て多摩辺中学校の学区域にするという案では、拝島中学校の学級数は減少するが、多摩辺中学校の学級数が教室許容数を超えてしまう年度が出てきてしまうため、厳しいのではないかと。そして、前回答申で示された通学区域の見直しのうち、未実施であった、拝島第二小学校と光華小学校の通学区域の見直しについては、対象児童数が非常に少ないため、あえて変更する必要はないということではよろしいか。【花田会長】

○児童数が少なく、影響が少ないのであれば、学区域を動かさず最小限の対応が良いのではないかと。【事務局】

◇第2案では、つつじが丘小学校で4学級になってしまう年度が出てくる。ただし、3学級の児童数の上限をわずかに超えた児童数での4学級である。また、拝島中学校では、ある年度では第1学年で7学級になる可能性があるという説明を踏まえ、学区未設定区域の通学区域及び適正規模、適正な通学区域に関する課題について議論を進めたい。【花田会長】

◆③の第1案・第2案以外の案について、詳しく各地域の事情をあまり知らない市民は、通学距離が半径1キロならば、光華小学校も範囲に入るのではないかと。光華小学校は青梅線を超えて行くため、通学路に不安もあり、何か障害があるのだろうかという可能性はあるが、その辺りは

どうか。単純に距離で考えると、光華小学校も候補に挙がるが、光華小学校を除いた理由をどう説明するか。【工藤委員】

○半径の距離では光華小学校も範囲には入るが、線路の南側であるため、安全面について考えた。地下道を使って線路を渡る場合でも、つつじが丘小学校の学区域を通って行くというようなことにもなるため、今回は線路の北側で検討した。【事務局】

◆つつじが丘小学校の教室数についての説明の中で、転用できる教室というのが学校全体の教室数としてはあるのだろうが、現在そのほかの目的で使用しているところを、教室に転用するとなると、子どもたちの教育に支障はないのか。【横山委員】

○つつじが丘小学校で転用可能としている部屋は、現在、少人数教室とパソコンルームとなっている。パソコンルームは、一人一台のタブレットを導入した関係で多目的教室に変わっていくと考えている。少人数教室については、教育面で影響が出ることの無いよう、少人数教室を使用する以外の方法での実施について、対応を検討していくことになる。実際に、教室が不足する場合には、文科省に許可を取らないと一般教室に転用出来ない、多目的スペースという部屋がいくつかあり、これらの部屋の活用も検討できる状況ではある。なお、27という教室許容数は、このような条件によっては転用の可能性がある部屋を除いた教室数である。今後、教室数が不足することが見込まれる際には、文科省と調整の上、活用することも考えている。【事務局】

◆つつじが丘小学校の、転用可能な部屋とされたパソコンルームや多目的室は北側に面している教室だが、通常学級の普通教室として使用可能なのか。それから、第2案になったとして、特別支援学級を許容していけるのかどうか懸念している。

前回審議会で配付された推計では、第2案の場合の特別支援学級の児童数と学級数が令和11年度に向けて47人6学級から数字が変わっていかない。共成小学校も同様に、田中小学校と富士見丘小学校は、田中小学校に新たに情緒固定学級が設置されるため、人数が変化している。今の特別支援学級の学区で考えると、拝島第二小学校とつつじが丘小学校の学区はすべてつつじが丘小学校に入ってくる学区域になっていると思うが、特別支援学級の教室が準備できるのかということ懸念している。

今、市内の特別支援学級の在籍者数が、つつじが丘小学校に偏っている現状があり、保護者からは、「偏りを是正してほしい。」「教室がいっぱいになっている。」「先生方もとても大変な状況」という報告、要望の声が上がっている。今後、つつじが丘小学校が850世帯分の知的固定学級のすべての受け皿になることを考えると不安であり、許容可能かどうか、よく精査していただきたい。

【中山委員】

◇2点、まず、校舎の北側にある教室の普通教室への転用についての問題と、それから、特別支援学級の児童数の推移について、これは推計が非常に難しいと思うが、ずっと横ばいで同じ数字になっているということだが、つつじが丘小学校の保護者の方からは教室がいっぱいで大変だという声が上がっているということだが、事務局から回答できるか。【花田会長】

○現在転用可能な教室としているパソコンルームの下のフロアには、現状、普通教室に転用できない部屋だが、多目的ルームがある。いずれも2部屋分の面積があり、北側の部屋ではあるが、教室が足りない時には、活用は可能と考えている。

次に、特別支援学級の児童数の推移については、田中小学校には情緒固定学級が新たに設置され

るため、富士見丘小学校から一部人数を移動させている。その他の固定学級については、人数が読み切れないというのが正直なところであり、同数で推移するという前提で推計している。つつじが丘小学校の特別支援学級の教室は、現在6学級が使用しており、その内2つの部屋は比較的大きな教室を使っており、その部屋を分割して2教室として対応が可能である。その他に、転用可能な部屋が1部屋あり、9学級までは許容可能であることを施設係に確認している。【事務局】

○つつじが丘小学校の特別支援学級の児童数が非常に多いということで、2年ほど前に特別支援学級の学区の見直しを行った。共成小学校の学区を少し拡大し、つつじが丘小学校の学区を少し縮小したが、すでに在籍している児童については、希望すれば元の学区の学校に通えるため、学区変更の効果が表れるのは数年後ではないかと考えている。

特別支援学級の動向は今後も注視する必要がある、つつじが丘小学校の児童数があまりに増えて特別支援学級の経営に影響が出るようではいけないと思っている。また、子どもたちが通うことを考えると、市内に通える学校がなるべく多くあり、近くの学校に通えることが望ましいと思っており、増加傾向が著しい場合には、新たに特別支援学級をどこかの学校に設置することも検討していく必要があると考えている。【事務局】

◆懸念事項が予測され、その対策があるなら良いと思う。【中山委員】

◆適正規模の考え方の中で、基準を超えてしまう場合、小学生か中学生どちらかを優先して対応するというようなことはあるのか。【高橋委員】

○どちらを優先するという事ではないが、発達段階の視点で、小学生の方がより登下校の安全について配慮しなければならないと考えている。【事務局】

◆第2案の中で、つつじが丘小学校で1学年が4学級になることが課題ということだが、3学級との境界に近い人数で4学級になるということであれば、1学級当たりの児童数が少ないというのは、学級経営を行う上ではやりやすい。また、学校経営、学年経営においてはさほど大きな違いはないのではないかと、小学校側から見ると感じる。いろいろな案を検討したうえで第2案を示された中で、2～3学級が望ましいという適正規模の基本的な考え方はあるが、この現状からは致し方ないと思う。【松井委員】

◇小学校の校長としては、1学級当たりの人数が少なくなることで、かえってメリットがある場合もあるということ。【花田会長】

◆保育園児でも、就学に向けた準備の中で、集団が難しい子どもが多く、また、配慮が必要な子どもが多い中では、学級の中の人数が少ない方が、目が行き届きやすく、メリットがあると感じた。【堀川委員】

◆事務局の説明と、委員の質問への回答に鑑みると、第2案の線で行くのが今のところは妥当かと思う。物理的に許容できる施設の問題と、3学級と4学級の問題は、学校経営上非常に大きなことで、収まるから35人や40人で良いという話ではなく、許容できるのならば第2案で、今のところ判断できるのではないかと思います。【渡辺委員】

◇第2案の方向性で固めて、次回、これを基に答申案を事務局から提示してもらうということで良いか。【花田会長】

(異議なし)

◇同意をいただいたので、第2案に基づき答申案の原案の作成を事務局にお願いしたい。

4 その他

次回の審議会について、9月13日（水）18：30から庁議室にて開催
次々回の審議会について、10月下旬を予定

～閉会～

第3回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会日程

日時 令和5年7月28日（金）
午後6時30分から
会場 昭島市役所庁議室

1 開会

2 第2回審議会の議事録の確認について

3 議題

- (1) 学区未設定区域の通学区域及び適正規模、通学区域に関する課題等について

第2回審議会の確認事項

- ① 分校の事例と可能性について
- ② 各学校の教室許容数について
- ③ 第1案、第2案以外の案について

4 その他

- (1) 次回日程について

日時：9月13日（水） 午後6時30分～

会場：市役所3階 庁議室